

丸大バスツアー 旅行条件(抜粋)

●旅行のお申込み

(1) 当社は電話、FAX、電子メール、ご来店による旅行契約の予約申し込み承ります。高校生(十八歳)以下のみでご旅行される場合には、ご参加者の親権者の同意書をいただいております。

(本ツアー) 本ツアー代金のご入金は、指定のお振込締切日時までに全額をご入金いただくようお願いいたします。

●契約の成立時期

(1) お客様との旅行契約は当社が契約の締結を承諾し、申込金又は旅行代金全額を受領したときに成立したものとします。

ただし、「指定口座振込」の場合は、お客様の振込手続きの完了を、弊社が確認した時点で成立したものとします。

●お客様による旅行契約の解除・払い戻し

(1) お客様は、次に定める取消料を当社にお支払いいただくことにより、いつでも旅行契約を解除することができます。(取消日は、お客様が当社の営業日・営業時間内にお申し出いただいたときを基準とします。)

取消し日区分		本ツアー
(本ツアー) 旅行開始日の	10日～8日前	20%
	7日～2日前	30%
	前日	40%
	当日	50%
	旅行開始後	100%

*左記%は旅行代金に対する料率です。

(2) お客様は以下のような場合には、取消し料を支払うことなく旅行契約を解除することができます。その場合、既にお支払いいただいている旅行代金全額を解除日から八日以内に払い戻しいたします。

・契約内容が変更されたとき。ただし、その変更は旅程保証の対象となるなどの重要なものに限りません。

●お客様の交替

お客様は当社の承諾を得て、下記のとおり契約上の地位を第三者に譲り渡すことができます。ただし、航空機の予約者変更ができないなどの事由により交替に応じかねる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

(本ツアー) 交替に要する実費をお支払いいただきます。(金額はツアー商品により異なりますので、ご確認ください。)

●当社による旅行契約の解除・催行中止及び払い戻し

(1) お客様が当社所定の期日までに旅行代金を支払われないときは、当社は旅行契約を解除することがあります。この場合、解除期日相当の取消し料と同額の違約料をお支払いいただきます。

(2) お客様の人数が最少催行人員に達しなかったときは、旅行の実施をとりやめる場合があります。この場合は、下記の期日までにその旨をご連絡し、既にお支払いいただいている旅行代金全額を払い戻して、当該旅行契約を解除いたします。

●旅行開始後の解除・払い戻し

イ. お客様のご都合により途中で離団された場合は、お客様の権利放棄とみなし、一切の払い戻しをいたしません。

ロ. お客様の責に帰さない事由により最終日程表に従った旅行サービスを受けられない場合、お客様は当該部分の契約を解除できます。その場合当社は旅行代金の当該部分をお客様に払い戻しいたします。

●お客様に対する責任

当社、又は手配代行者の故意又は過失によりお客様に損害を与えたときは、お客様の被られた損害を賠償する責に任じます。ただし、損害発生の翌日から起算して二年以内に当社に対して通知があったときに限りません。また、お荷物の損害については、本ツアーでは損害発生の翌日から起算して十四日以内に当社に通知があったときに限り、おひとり様十五万円を限度(当社に故意又は重大な過失がある場合を除きます)として賠償いたします。

●特別補償

当社の責任が生ずるか否かを問わず、当社旅行業約款の募集型企画旅行契約の特別補償規程で定めるところにより、お客様が募集型企画旅行参加中に偶然かつ急激な外来の傷害事故により、その生命、身体又は手荷物の上に被られた一定の損害について、あらかじめ定める額の損害賠償金及び見舞金を支払います。ただし、細菌性食物中毒は含みません。なお、当社の募集型企画旅行参加中のお客様を対象として、別途の旅行代金を収受して当社が実施する募集型企画旅行については、主たる募集型企画旅行の一部として取り扱います。

●旅程保証

(1) 当社は契約内容の重要な変更が生じた場合は、当社の旅行業約款に基づき、その変更の内容に応じて旅行代金の一～五%に相当する額の変更補償金を旅行終了日の翌日から起算して三十日以内にお支払いします。

一 旅行開始日又は終了日の変更 二 観光地、観光施設その他の旅行目的地的変更 三 運送機関の等級及び設備のより低い料金のものへの変更 四 運送機関の種類又は会社名の変更 五 本邦内の旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港の変更 六 宿泊施設の種類又は名称の変更 七 宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の客室の条件の変更 八 ツアータイトル中に記載があった事項の変更

(2) 前記にかかわらず、旅行内容の変更が次に掲げる事由による場合は、当社は変更補償金を支払いません

イ 天変地変 ロ 戦乱 ハ 暴動 ニ 官公署の命令 ホ 運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止 ヘ 当初の運行計画によらない運送サービスの提供 ト 旅行参加者の生命又は身体の安全確保のための必要な措置

(3) 当社が支払うべき変更補償金の額は、旅行代金の十五%を上限とし、またその額が千円未満のときは、当社は変更補償金を支払いません。

(4) 当社はお客様の同意を得て、金銭による変更補償金の支払いにかえ、これと同額又はそれ以上の価値のある物品又は旅行サービスの提供をもって補償を行うことがあります。

☆本ツアーの旅行代金には、より一層安心してご旅行いただくため、国内旅行傷害保険の代金が含まれておりますのでご了承ください。

☆旅行業務取扱管理者とは、お客様の旅行を取り扱う営業所での取引に関する責任者です。

この旅行契約に関し、担当者からの説明にご不明な点があれば、当所の旅行業務取扱管理者にお尋ねください。

旅行企画・実施: 丸大トラベルサービス株式会社 〒358-0022 埼玉県入間市扇町屋4-1-35

埼玉県知事登録2-272号/全国旅行業協会会員/総合旅行業務取扱管理者: 斉藤 等

お問い合わせ・ご説明は…TEL: 04-2962-8221 FAX: 04-2962-8212 E-mail: jubilotour@travel.bigcircle.jp